

就労継続支援 B 型事業所 クルハウス 非常災害対策計画

特定非営利活動法人くるくるネット

1. 目的

本計画は、地震、火災、風水害、大雪その他の非常災害が発生した場合に、就労継続支援 B 型事業所クルハウスを利用する利用者及び職員の生命・身体の安全を確保するとともに、被害の軽減及び必要な支援の継続を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- ・ 利用者及び職員の生命・身体の安全を最優先する。
- ・ 利用者の障害特性、体調、移動能力等に配慮して避難支援を行う。
- ・ 火災、地震等による二次災害の防止に努める。
- ・ 家族、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ・ 災害発生後は、施設及び地域の状況を確認し、安全が確保できる範囲でサービスの再開又は必要な支援の継続を行う。
- ・ 本計画について職員に周知し、定期的な訓練及び見直しを行う。

3. 想定する災害

- ・ 地震
- ・ 火災
- ・ 津波
- ・ 大雨・洪水・土砂災害
- ・ 暴風・台風
- ・ 大雪・吹雪
- ・ 停電・断水・通信障害
- ・ その他、利用者及び職員の安全に重大な影響を及ぼす災害

4. 災害対策責任者

総括責任者：管理者 鳥山 晃

総括責任者は、非常災害発生時における対応全般について指揮を行う。

総括責任者が対応できない場合は、次の順に代理して指揮を行う。

代理責任者①：当日勤務するサービス管理責任者

代理責任者②：当日勤務する職員のうち、管理者があらかじめ指定した者

5. 職員の役割

役割	主な対応
総括・指揮	災害状況を把握し、避難、休業、関係機関への連絡等について判断する。
避難誘導	利用者の安全を確認し、避難経路及び避難場所へ誘導する。
安否確認	利用者及び職員の安否を確認し、必要事項を記録する。
通報・連絡	消防、警察、家族、行政その他必要な関係機関へ連絡する。
初期消火	安全が確保できる範囲で消火器具を使用して初期消火を行う。
救護	負傷者等に可能な範囲で応急救置を行い、必要に応じて救急要請する。

6. 地震発生時の対応

- ・ 利用者及び職員は、落下物等から身を守る。
- ・ 揺れが収まった後、利用者及び職員の安全を確認する。
- ・ 火気、電気設備、建物の損傷状況を確認する。
- ・ 建物内に留まることが危険と判断した場合は、周辺の安全を確認した上で避難する。
- ・ 避難後は利用者及び職員の人数及び安否を確認する。
- ・ 必要に応じて家族、行政その他関係機関へ連絡する。
- ・ 津波その他の二次災害のおそれがある場合は、災害情報を確認し、安全な場所で待機又は避難する。

7. 火災発生時の対応

- ・ 火災を発見した場合は、大声等により周囲へ知らせ、119 番通報する。
- ・ 安全が確保できる範囲で、消火器等による初期消火を行う。
- ・ 利用者を速やかに建物外の安全な場所へ避難させる。
- ・ 避難後に利用者及び職員の人数と安否を確認する。
- ・ 救助又は消火のため、職員が危険な場所へ無理に戻らない。

8. 風水害・大雪等への対応

気象警報、大雪、暴風等により安全なサービス提供が困難と判断した場合は、サービス提供時間の変更、送迎の変更又は臨時休業等を行うことがある。

利用者の帰宅が困難な場合は、道路状況、気象状況、家族との連絡状況等を確認し、安全を最優先に対応する。

9. 避難場所

災害発生時は、災害の種類、建物の被害状況、周辺道路の状況、気象情報及び行政からの避難情報等を確認し、安全な避難方法を判断する。

クルハウスは高台に位置していることから、建物及び周辺の安全が確認できる場合は、原則として事業所内で安全を確保する。

火災、建物の損傷、土砂災害その他の理由により事業所内に留まることが危険と判断した場合は、周辺の安全を確認した上で、指定避難所その他安全な場所へ避難する。

事業所内待機場所：就労継続支援 B 型事業所 クルハウス（北海道室蘭市知利別町 2 丁目 22 番 31 号）

外部避難先候補：旭ヶ丘小学校、地域の町会会館等

※災害の種類や状況により、必ずしも外部避難先へ移動するものではない。移動することが危険な場合は、事業所内で安全を確保する。

10. 利用者への配慮

- ・ 移動に支援が必要な利用者
- ・ 不安や混乱が強くなる利用者
- ・ コミュニケーションに配慮が必要な利用者
- ・ 服薬その他健康管理が必要な利用者
- ・ 在宅利用者

必要に応じて、分かりやすい言葉、視覚的な方法等を用いて説明し、利用者の障害特性や体調に応じて支援する。

11. 安否確認及び家族等への連絡

災害発生時は、利用者及び職員の安否を確認する。事業所外又は在宅でサービスを利用している利用者についても、必要に応じて電話、メールその他の方法により安否を確認する。

安全確保を優先した上で、必要に応じて利用者の家族等へ、利用者の安否、事業所の被災状況、避難場所、帰宅又は引渡し方法その他必要事項を連絡する。

12．備蓄及び防災設備

- 消火器
- 非常用照明・懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 救急用品
- 飲料水・非常食
- 携帯電話等の充電手段
- 衛生用品
- その他必要な防災物品

13．重要情報の保全

利用者に関する情報その他重要なデータについては、災害等による消失に備え、適切な方法によりバックアップする。

14．避難訓練等

非常災害に備え、避難、救出その他必要な訓練を年1回以上実施する。

訓練実施後は、実施日、参加者、訓練内容、課題及び改善事項等を記録する。必要に応じて消防機関その他関係機関と連携して実施する。

15．職員への周知・研修

本計画の内容について職員に周知する。非常災害への対応について必要な研修を行う。新たに職員を採用した場合は、避難経路、消火設備、緊急連絡体制等について説明する。

16．計画の見直し

本計画は、年1回以上内容を確認し、必要に応じて見直す。

- 施設設備に変更があった場合
- 職員体制に大きな変更があった場合
- 避難場所等が変更された場合
- 実際に災害又は事故が発生した場合
- 訓練により改善すべき事項が判明した場合

策定日：令和8年9月16日

特定非営利活動法人くるくるネット

就労継続支援B型事業所 クルハウス